

～ボランタリー団体等と行政の
パートナーシップの構築に向けて～

協働の手引き

平成15年3月

(企画編集) かながわボランタリー活動推進基金 21協働会議

(発 行) かながわ県民活動サポートセンター

はじめに

現在、神奈川県内では、それぞれの特性を發揮した多彩なボランタリー活動が幅広く展開されています。

21世紀を迎える私たちが暮らす地域社会がますます多様化してくる中で、ボランタリー活動の果たす役割は、次第に大きくなっていますが、こうした中で、公益性の高い活動を行っている団体が数多く出てきています。さらに、こうした活動の中には、行政と連携することによって、より大きな効果を上げられると思われるものがあります。

神奈川県では、平成13年4月に「かながわボランタリー活動推進基金21」を設置し、ボランタリー団体等自らの提案に基づき、ボランタリー団体等と県が協働して行う、公益を目的とする事業に対し、基金からその事業に要する経費を負担していますが、この基金事業の他にも、県内各地でボランタリー団体等と行政が協調・連携した多様な取り組みが行われています。

しかしながら、ボランタリー団体等と行政との協働事業は様々な形態が存在し、その関係性も一様ではありません。両者の協働関係をより良いものにしていくためには、行政の関係者のみならずボランタリー団体等の方々にも協働の意義についての理解を深めていただくことが重要だと考えます。そこで、今回、協働の手法や推進上の留意点等を検討するための参考として「協働の手引き」を作成いたしました。

この手引きでは、今後、協働を希望するボランタリー団体等あるいは行政が具体に取り組むにあたって参考としていただけるよう、ボランタリー団体等と行政の協調・連携した取り組みの事例の紹介に多くの紙面を割いています。

この手引きが、ボランタリー団体等と行政が、それぞれの特性を活かし、対等なパートナーとして、地域にとって必要な公益的な取り組みを行う社会が実現する一助となることを期待しています。

手引きの作成にあたっては、NPO、神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会及び同幹事会、県の三者で構成する「かながわボランタリー活動推進基金21協働会議」で協議するとともに、ヒアリング調査や原案を作成するために設置した「プロジェクトチーム」で具体的な検討を加えてきました。この作成のプロセス自体が、ボランタリー団体等と行政の協働であると考えております。

なお、今回は、限られた時間の中で、かつ現時点でのボランタリー団体等と県の協働の事例を基に作成したものであり、今後、ボランタリー団体等と行政の協働がさらに進んでいく中で、見直しや改訂を行う必要があると認識しています。

最後に、手引きの作成にあたって、ヒアリング調査等にご協力いただいた団体や関係機関の方々に改めて感謝を申し上げます。

かながわ県民活動サポートセンター

所長 引地 孝一

【 目 次 】

第1章 ボランタリー団体等と行政の協働を推進する必要性・ねらい	1
1 背景及び協働の必要性	
2 協働する意味	
3 協働のねらい及び期待される効果	
第2章 ボランタリー団体等と県の協働（協調・連携）の実態と課題	5
1 協働事業の実態	
2 20事業の調査から見た協働の実態と課題	
第3章 ボランタリー団体等と県の協働の方法及び留意点	29
1 協働の具体的な事例から見た協働の方法及び留意点	
第4章 ボランタリー団体等と行政の今後の協働の方向性	37
1 ボランタリー団体等への提案	
2 行政への提案	
3 ボランタリー団体等・行政への提案	
資料1 ボランタリー団体等と県の協働（協調・連携）の事例	47
資料2 ボランタリー団体等との協働を推進するための県の制度・施策	88
1 かながわボランタリー活動推進指針	
2 かながわボランタリー活動推進基金21	
3 県民活動サポートセンター・パートナーシップルーム	
資料3 「協働の手引き」作成の過程	93
1 かながわボランタリー活動推進基金21協働会議	
2 プロジェクトチーム	
3 検討ステップとスケジュール	

◇「ボランタリー団体等」とは

この手引き書では、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人を「ボランタリー団体等」といいます。

第 1 章

ボランタリー団体等と行政の協働を
推進する必要性・ねらい

第1章 ボランタリー団体等と行政の協働を推進する必要性・ねらい

1 背景及び協働の必要性

今日、地域社会は、少子・高齢化や国際化の進展、環境問題の深刻化、景気の低迷など、多くの問題を抱えています。また、県民のライフスタイルの変化や価値観の多様化なども進行しており、すべての人々が健康で生きがいのある生活が送れる、心豊かな社会の構築が求められています。

こうした地域社会の課題や住民のニーズの変化と相まって、行政と企業が両輪となって牽引してきた従来型の社会システムに制度疲労が見られ、これまで有効とされてきた社会の仕組みが、円滑に機能しなくなっているといった問題が顕在化してきています。

平成12年4月に地方分権一括法が施行されましたが、これまでの中央集権型社会システムから、分権型社会システムを構築していく上では、市民が地域社会の担い手として地域課題を自ら解決できる自治能力を備えて、その基盤の基に行政や企業との新たな関係を構築していくことが求められています。

「公共サービス」についても、従来は行政が一元的に担ってきましたが、多様化・複雑化する地域社会のニーズに対応する上で、これまでの「公平」「平等」を原則としてきた行政サービスだけでは、限界が見えはじめてきています。

一方、これまでの「公共イコール行政」という考え方から、市民の意識も変化してきており、さまざまな社会的な課題に取り組むボランタリー活動が増加し、「新たな公共」の担い手、あるいは社会を変革する推進役として、ボランタリー団体等への期待が高まっています。

2 協働する意味

これまで、「公共イコール行政」といった考え方があるが根深くあり、ボランタリー団体等と行政の関係は、「行政の補完あるいは下請けとしてのボランタリー団体」「相互不信あるいは対立」といったとらえ方が極く一般的でした。

今後、両者が協調・連携して地域社会の課題解決に取り組んでいく上では、双方が相手方の特性を十分理解し、対等なパートナーであることを認識していくことや、それぞれの強みを活かしあって、各々が単独で行う以上の相乗効果が生み出されるように努めることが重要です。

そのためには、まず、目的や課題認識を共有化し、役割分担・責任分担を明確にした上で取り組むことが必要です。

この手引きでは、こうした「ボランタリー団体等と行政がそれぞれの立場や特性を認め合い、共通する課題の解決に向け、公共サービスの形成や提供などについて、対等な立場で役割分担・責任分担により実施する関係」を

「協働」ととらえています。

3 協働のねらい及び期待される効果

ボランタリー団体等と行政とが協働することで、次のような効果が期待できると考えられます。

まず、行政だけでは解決できなかった課題を個性的で多様なボランタリー団体等が持つ専門性、迅速性といった特性を活かすことで、多様なニーズにきめ細かなサービスが提供できます。

また、ボランタリー団体等にとっては、行政と協働することで、これまで単独では困難であった分野・領域の活動に財政的にも安定して取り組むことが可能になったり、活動に対する社会的な認知、コンセンサスを得られるでしょう。

一方、行政側にとっては、ボランタリー団体等の柔軟性、先駆性、専門性のある考え方や、その活動に直接係わることを通して、従来の仕事のあり方を見直したり、職員の意識改革、行財政改革の実現につながる契機となることが期待されます。

さらに、これまでの「公共イコール行政」という一元的な見方から、公共をボランタリー団体等と行政がともに担う社会へと変革していくことにもつながります。市民が多様なボランタリー活動に参加することで自ら公共を担う自治や、地域住民、行政、企業等がともに地域社会を支えていく多元的な社会を構築することが期待できます。